

#	カテゴリー	質問	回答
1	地単公費マスタ 事業情報登録シ ステムについて	地単公費マスタ事業情報登録システムとはどのようなものなのか。	地単公費マスタ事業情報登録システムは、これまで（令和6年度まで）Excelファイル形式でメールにて送付 いただいております。地単公費マスタにつき、令和7年度以降、各自治体において直接登録・編集等を行っ ていただくシステムとなります。地単公費マスタ事業情報登録システムにて確定登録いただいた地単公費マ スタのデータは、R8年6月（予定）以降の共通算定モジュールの本格稼働に合わせて、医療機関における患 者負担金計算に使用される予定となっております。詳細は令和7年2月25日厚生労働省主催「地方単独医療 費等助成事業の現物給付化の推進に係る説明会」における資料（URL： https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001421607.pdf）及び「地単公費マスタ事業情報登録システ ムの運用開始にあたってのご案内」資料（URL:https://www.kokuho.or.jp/senior/）をご確認ください。
2		地単公費マスタ事業情報登録システムの使い方が分からない。	利用方法については、地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルならびにマニュアルに係る 説明動画（URL：追ってご案内予定）をご確認ください。また、各項目の入力にあたり不明な点がある場合 は、地単公費マスタ事業情報登録システム上の画面右上に表示されます「入力ヘルプ」より、各項目の意味 や入力方法及び入力パターン例をご確認いただき、ご対応ください。
3		地単公費マスタ事業情報登録システムにおける編集・登録作業を行う必要があるのか	令和6年3月29日発出の事務連絡「公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る制度マスタの 公表について」において示されているとおり、原則として、変更前の6か月前の月末までに編集・登録作業 を行っていただきますようお願いいたします。 詳細は事務連絡をご確認ください。
4		地単公費マスタ事業情報登録システムにおいて確定登録した地単マスタデータはいつから患者負担金計算に用いられるのか	地単公費マスタ事業情報登録システムにおいて確定登録いただいた地単公費マスタデータは、地単公費マスタ 事業情報登録システムから共通算定モジュールに日次でデータ連携することにより、令和8年6月（予定） 以降、共通算定モジュールを利用した患者負担金計算において使用されます。なお、日次連携されたとして も、制度登録時に各自治体において設定された公費有効期間の期間外の請求については当該データは計算に 利用されません。 日次連携の開始時期については、追ってご案内いたします。
5		地単公費マスタ事業情報登録システムの利用にあたり、自治体において事前に行うべきことがあるか	事前に準備いただく内容は以下のとおりです。 ・インターネットに接続可能な端末の準備（LGWAN回線からは利用不可） ・外部組織（国保中央会ドメイン「@kokuho.or.jp」やWebフォームから送信されるメールのドメイン「 @chitan47.onmicrosoft.com」）からのメール受信が可能であり、かつLGWAN回線ではなくインター ネット回線で使用するメールアドレス ご準備いただきましたら、Webフォーム稼働後（4月1日以降）にアカウントを申請してください。 なお、令和6年度までの地単公費マスタデータを参照する場合は、国保中央会HP （https://www.kokuho.or.jp/senior/）からご確認ください。
6	旧マスタ（Excel ファイル形式） から地単公費マ スタ事業情報登 録システムへの 移行データにつ いて	・令和7年4月からの地単公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたり、自治体において対応すべきこととそのスケジュールについて知りたい。 ・令和6年度まで運用していたExcelファイル形式の地単公費マスタから地単公費マスタ事業情報登録システムへ移行されたデータへの対応について知りたい。	令和7年4月1日より、地単公費マスタ事業情報登録システムの運用を開始します。 令和6年度まで運用しておりましたExcelファイル形式の地単公費マスタ情報については、共通算定モジュ ールにおいて利用しない項目を除き、地単公費マスタ事業情報登録システムに移行しております。マスタ項 目の見直し、追加や各項目内の選択肢のコード値の変更が生じておりますので、各自治体の地単制度の実態に 沿った登録内容となっているか必ず確認いただき、新規入力や変更が必要な項目についてご対応の上、確定 登録をお願いいたします。 詳細については、令和7年2月25日厚生労働省主催「地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る 説明会」における資料（URL：https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001421607.pdf）及び「地単 公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたってのご案内」資料（URL： https://www.kokuho.or.jp/senior/）においてお示ししておりますので、内容をよくご確認の上、以下のス ケジュールに沿って対応を行っていただきますようお願いいたします。 ・4/1～4/7 アカウントの申請（※） ・アカウント発行後～4/25 Excelファイルからの移行データの確認、最新のマスタ項目に沿った追加入力、 登録情報の確定 ※4/7以降もアカウントの申請は可能となっておりますが、4/25までを期限とする移行データの確認、追加 入力及び登録情報の確定に間に合うよう、この期間を目安としてご対応ください
7		Webフォーム移行時のエラーデータとはどのようなものか。 エラーデータの一覧はどこで確認できるのか。	エラーデータとは、ExcelのマスタファイルからWebフォームへデータ移行する際に、単一の値しか入力で きない項目に複数の値を入力しているなど、マスタ項目の定義に沿っていないデータになります。こちらに ついては、国保中央会HP（https://www.kokuho.or.jp/senior/）にて一覧化して掲載しておりますので、 各自治体にて、HPを確認の上、Webフォーム上で地単公費マスタデータの修正及び確定・登録までを行っ ていただくようお願いします。 詳細は2月25日の周知資料「地単公費マスタメンテナンスのための Webフォーム導入に向けたご案内」（URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001421608.pdf） をご確認ください。
8		Webフォームの利用アカウントはどのようにして申請すればよいのか	こちら（URL:https://site-chitan47.powerappsportals.com/SignIn）にアクセスし、アカウント申請いた だくようお願いいたします。詳細な手続きについては『地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マ ニュアル』をご参照ください。
9		1自治体あたりいくつまでアカウントを発行できるのか	同時に登録・発行可能なアカウント数は各自治体最大3アカウントとなっております。担当部署が複数にま たがる場合は、各自治体内で作業を集約いただくなど必要に応じて調整をお願いいたします。なお、一つの メールアドレスで発行できるアカウントは、一つとなっております。
10		アカウント申請の際の必要事項の入力の仕方が分からない	地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアル（URL：https://www.kokuho.or.jp/senior/）を ご確認ください。
11		アカウント申請にあたり、担当部局・課で共有しているメールアドレスを利用することは可能か	外部組織（国保中央会ドメイン「@kokuho.or.jp」やWebフォームから送信されるメールのドメイン 「@chitan47.onmicrosoft.com」）からのメール受信が可能なメールアドレスや、インターネット回線 で使用するメールアドレスであれば、部局・課の共通アドレスやご担当者様の業務用の個人アドレスであ っても、システム上は差し支えありません。
12		地単公費マスタWebフォームでの利用アカウントについて	有効な申請が行われた場合は、通常、即時（20秒以内を目安）に、地単公費マスタ事業情報登録システ ム（メールアドレス：SystemAdmin@chitan47.onmicrosoft.com）に申請いただいたメールアドレス宛に、ア カウント発行完了又は申請処理エラーの旨をお伝えするメールを送付いたします。 それぞれのメールの件名は以下のとおりです。 ・アカウント発行完了メールの件名：「地単公費マスタ事業情報登録システム新規利用のご案内」 ・申請処理エラーのメールの件名： 5分以上経過しても、いずれのメールも届かない場合は、迷惑メールボックスに届いていないかをご確認の 上、申請時に登録したメールアドレスにつき、以下の点から再度ご確認をお願いします。 ・外部組織（国保中央会ドメイン「@kokuho.or.jp」やWebフォームから送信されるメールのドメイン 「@chitan47.onmicrosoft.com」）からのメール受信が可能であり、かつインターネット回線で使用するも のとなっているか ・誤ったメールアドレスを登録していないか

13		アカウント登録時に申請したメールアドレスに、申請処理エラーとなっている旨のメールが自動送信されてきたが、自治体側で対応すべき事項があるか	セキュリティの観点から、申請いただいた利用者情報が各自治体のものであることが確認できなかった場合、アカウントを自動発行しない仕組みとしております。その場合は、必要に応じて、後日、国保中央会よりお電話等にてご申請内容の確認のご連絡をさせていただいた上で、再度の申請をお願いする流れとなりますので、ご案内に沿って対応いただきますようお願いいたします。
14		・地単公費マスタ事業情報登録システムへのログイン用のアカウント情報を紛失した该怎么办か ・アカウントに有効期間は設定されているか	アカウントの情報は、申請いただいたメールアドレス宛にメールにて通知しておりますので、通知された内容を紛失しないよう、お手元にお控えいただくようお願いいたします。また、紛失した場合、国保中央会にお問い合わせいただいたとしても、同じアカウント情報を再発行すること（国保中央会から再度お伝えすること）は、セキュリティの観点から対応しかねますので、再度アカウントを申請していただくようお願いいたします。 なお、アカウントの有効期間は、登録後90日間となっております。登録後90日間を経過すると、自動的に無効になりますが、それまでの間はアカウントを停止することはできません。
15	Webフォームへのアクセスについて	LGWAN回線からも地単公費マスタ事業情報登録システムへアクセスできるのか	LGWAN回線からはアクセスできません。インターネットに接続可能な端末からアクセスしていただきますようお願いいたします。
16		インターネットに接続可能な環境がない場合は地単公費マスタ事業情報登録システムを利用できないのか	地単公費マスタ事業情報登録システムは、インターネット環境からのアクセスが必要です。そのため、利用に当たっては、各自治体において、インターネットに接続可能な端末をご準備いただき、アクセス頂きますようお願いいたします。
17		各項目の意味や入力方法が分からない	各項目の入力にあたり不明な点がある場合は、地単公費マスタ事業情報登録システム上の画面右上の「入力ヘルプ」より、各項目の意味や入力方法及び入力パターン例をご確認いただき、ご対応ください。「入力ヘルプ」は各項目の右上にも表示されており、そのリンクをクリックいただくことで、当該項目の入力ヘルプの箇所を特定して表示することも可能です。また、システムの操作手順に関しては、地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルや当該マニュアルに係る説明動画（URL：追ってご案内予定）もご確認いただきますようお願いいたします。
18	Webフォーム上での制度（マスタデータ）の登録や編集について	確定登録したデータは修正・削除できないのか	確定登録したデータは日次で共通算定モジュールに連携され、患者負担金計算に利用されます。 <u>一度確定登録したデータを削除することはできませんので</u> 、登録内容に誤りがないことを確認の上、登録いただくようお願いいたします。 確定登録したマスタデータについては、公費有効期間の修正のみ行うことができます。 制度改正等により、当該データの終了年月日に変更がある場合は、修正をお願いいたします。 有効終了年月日を入力した場合、当該年月日以降の日付での請求に関しては、当該データは患者負担金計算に用いられません。
19		確定登録したマスタデータの内容が間違っていた場合、どのようにすればよいか。また、対応しない場合、どういった影響があるのか。	確定登録したマスタデータの内容が誤っていた場合、当該地単公費制度に係る患者負担金が共通算定モジュールで正確に計算されない可能性があります。そのため、確定登録作業に当たっては、確実に正しい情報になるよう、各項目の意味や入力方法及び入力パターン例をご確認いただき登録作業を行ってください。なお、万が一、誤った情報を確定登録してしまった場合は、問合せフォームから国保中央会にご連絡いただくとともに、当該データの公費有効期間を以下の例のように共通算定モジュールの利用期間外となるよう修正いただくことで当該データが患者負担金計算に用いられることがなくなるよう対応をお願いいたします。 公費有効開始年月日：1900/01/01 公費有効終了年月日：1900/01/02
20		異動等により地単公費マスタ事業情報登録システムを利用する担当者が変わることになったが、どうすればよいか	前の担当者がアカウントの新規利用申請をした際に使用したメールアドレスとは異なるメールアドレスを利用される場合には、再度アカウントの新規利用申請をしていただくようお願いいたします。また、課で共通のメールアドレスを使用している場合は、前の担当者の方から有効なアカウント情報をお受け取りの上、サインインいただくようお願いいたします。
21	トラブルや不明点があった場合について	地単公費マスタ事業情報登録システムについての問合せをしたい	・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアル（システムの利用方法、操作の流れを示したものの。URL： https://www.kokuho.or.jp/senior/ ） ・入力ヘルプ（各項目の意味や入力方法、入力パターン例を示したものの。URL：追ってご案内予定） ・本FAQの内容 を確認いただいた上で、なおご不明な点がある場合は、地単公費マスタ事業情報登録システムの問合せフォーム（画面右上に表示されている「問合せ「ボタン」」より国保中央会へお問合せいただけますようお願いいたします。なお、問合せフォームの利用方法などの詳細については、地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアル（URL: https://www.kokuho.or.jp/senior/ ）をご確認ください。 また、問合せフォームを利用するためには地単公費マスタ事業情報登録システムにログインしていただく必要があるため、ログインにあたりお困りの点があるなど、問合せフォームの利用ができない場合については、国保中央会ヘルプデスク（メールアドレス：chitan_support@kokuho.or.jp）まで、メールにてお問合せください。 なお、問合せフォームからいただいた場合は原則として問合せフォームから回答し、メールにていただいた場合は原則としてメールにてご回答させていただきます。ただし、お問い合わせの内容等によっては、ご担当者様にお電話にてご連絡させていただく場合もございます。 お問合せの件数が多数ある場合は、回答までにお時間をいただく場合もございます。原則、お問合せ順にて対応させていただきますので、予めご了承ください。
22		問合せフォームやメールからではなく、電話で問合せしたい	問合せ内容を正確に把握・記録するため、自治体様からのお問い合わせについては、地単公費マスタ事業情報登録システム内の問合せフォームでお送りいただく（地単公費マスタ事業情報登録システムにログインできない場合はメールにて送付いただく）ことを原則としております。ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。